

第55回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 2020年6月26日(金曜日)午前10時

場所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウェスティンホテル東京
地下2階 スタールーム
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

CONTENTS

■ 第55回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役6名選任の件	7
(添付書類)	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	30
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	36

株主総会ご出席の株主さまへのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Good luck. Good life.

SANKYO

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、株主さまにおかれましては、株主総会開催日現在の流行状況や、ご自身の健康状況にご留意の上、株主総会への来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染拡大防止のための措置を講じる場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **SANKYO**

証券コード 6417

株 主 各 位

証券コード 6417
2020年6月8日

東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

代表取締役社長 筒井 公久

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、**2020年6月25日（木曜日）午後6時までに**議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------------|--|
| ① 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| ② 場 所 | 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| ③ 目的事項 | 報告事項
① 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
② 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件 |

以 上

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後6時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

- 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限りご出席いただけます。その際は、代理権を証する委任状を議決権行使書用紙と合わせてご提出ください。
- 第55回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>）において掲載しておりますので、第55回定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。従いまして、第55回定時株主総会招集ご通知に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>）において掲載することにより、お知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、願

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

なお、携帯電話専用サイトはご利用になれませんのでご了承ください。

ご注意事項

- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

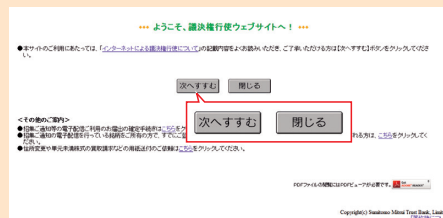
インターネットによる 議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031** 9:00～21:00

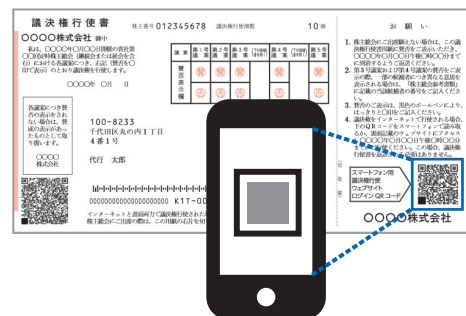
アクセス手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス 「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

※ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立され

い申しあげます。

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。 ※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

た合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、配当金につきましては、業績、財政状態、配当性向などを総合的に勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、厳しい環境が続く遊技機業界において、引き続き競争優位性を確保するための商品力強化に資する投資など、企業価値の向上につながることを念頭に置き、有効に活用してまいります。

第55期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき、1株につき75円とさせていただきます。これにより、中間配当金75円を加えた年間配当金は、1株につき150円となります。

また、今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策を可能とするため、別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、4,587,779,625円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金150円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	80,000,000,000円
-------	-----------------

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	80,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆さまからの信任の機会増加によるコーポレート・ガバナンスの強化等を目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。 <u>2</u> 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。 （削除）

第3号議案 取締役6名選任の件

現取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

当社の取締役会は、展開するパチンコ・パチスロ事業の規制環境の変化等に迅速に対応するため、少数精鋭の人員体制で運営しておりますが、昨今の経営環境等に鑑み、経営体制の強化及び、取締役における職務分掌の細分化を図り、少数精鋭かつ効率的な経営体制とするため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の増員により、社外取締役比率が低下することとなりますが、取締役会における独立社外取締役比率は3分の1以上を確保しており、社外取締役による取締役会の監督機能は引き続き担保できるものと判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
①	再任候補者 毒 島 秀 行 ぶす じま ひで けい	代表取締役会長CEO	94% (18回中17回)
②	再任候補者 筒 井 公 久 つつ い きみ ひさ	代表取締役社長COO	94% (18回中17回)
③	再任候補者 とみ やま いち ろう 富 山 一 郎	取締役副社長執行役員 営業本部長 兼商品本部長	100% (18回中18回)
④	新任候補者 いし はら あき ひこ 石 原 明 彦	副社長執行役員 経営企画部長 (製造本部・管理本部管掌)	—
⑤	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 き 木 たに た ろう 木 谷 太 郎	社外取締役	100% (18回中18回)
⑥	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 やま さき ひろ ゆき 山 崎 博 行	社外取締役	100% (18回中18回)

候補者番号

1

再任候補者

ぶす しま ひで ゆき
毒 島 秀 行

生年月日 1952年9月30日生

所有する当社株式の数 2,031,400株

● 略歴、地位及び担当

1985年6月 当社常務取締役
1988年1月 当社専務取締役
1992年2月 当社代表取締役専務
1992年6月 当社代表取締役副社長
1996年6月 当社代表取締役社長
2008年4月 当社代表取締役会長CEO（現任）

● 取締役候補者とした理由

毒島秀行氏は、1996年に代表取締役社長に就任以来、遊技機関連事業に経営資源を集中することで当社の発展に寄与してまいりました。業界に先駆けた革新的な機種の開発・製造・販売を主導するとともに、SANKYOを企業グループとして拡大する戦略を打ち立て、現在の3ブランド体制の基礎を確立しております。2008年に代表取締役会長CEOに就任後は、厳しい業界環境にありながら、業界のリーダー企業としてのポジション維持と安定した財務・経営基盤の確立に向けてリーダーシップを発揮し、株主価値向上に努めてまいりました。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

（注）毒島秀行氏が代表取締役を務める株式会社マーフ2と当社の間には、不動産賃貸借の取引関係があります。また、毒島秀行氏が代表取締役を務める株式会社吉井カントリークラブと当社の間には、株主優待券使用提携の取引関係があります。

なお、株式会社マーフ2は2020年6月1日に、毒島秀行氏が代表取締役を務める株式会社マーフコーポレーションと合併しております。

候補者番号

2

再任候補者

つ 井 公 久
い き み ひ さ

生年月日 1953年4月1日生

所有する当社株式の数 12,000株

● 略歴、地位及び担当

1998年6月 当社取締役社長室長
2002年6月 当社常務取締役社長室長
2002年7月 当社常務取締役経営企画室長
2005年4月 当社常務取締役経営企画部長
2008年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長
兼経理部長兼経営企画部長
2010年4月 当社取締役副社長執行役員管理本部、
製造本部、知的財産本部、経営企画部管掌
兼知的財産本部長
2011年4月 当社取締役副社長執行役員管理本部、
製造本部、知的財産本部、経営企画部管掌
2012年4月 当社代表取締役社長COO(現任)

● 重要な兼職の状況

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス 社外取締役

● 取締役候補者とした理由

筒井公久氏は、長年にわたり経営企画部門に従事するとともに、IR担当役員として株主・投資家との建設的な対話を積極的に行ってまいりました。2012年に代表取締役社長COOに就任後は、当社グループの事業伸長を果たすため、取締役及び執行役員の職務執行の指揮・監督を行ってまいりました。加えて、2017年からは、日本遊技機工業組合の理事長としてパチンコ・パチスロ産業の活性化や社会的地位向上を推進しております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 筒井公久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任候補者

と み や ま い ち ろ う
富 山 一 郎

生年月日 1958年3月13日生

所有する当社株式の数 5,300株

● 略歴、地位及び担当

2008年4月 当社執行役員営業本部副本部長
兼近畿・四国ブロック長兼大阪支店長

2009年4月 当社執行役員営業本部副本部長
兼近畿ブロック長兼大阪支店長

2010年4月 当社執行役員営業本部副本部長

2011年4月 当社執行役員営業本部近畿ブロック長
兼大阪支店長

2012年4月 当社常務執行役員営業本部長
兼販売戦略部長兼本店営業部統括部長

2014年4月 当社常務執行役員営業本部長兼販売戦略部長

2014年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
兼販売戦略部長

2015年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長
兼販売戦略部長

2016年2月 当社取締役専務執行役員営業本部長
兼パーラー事業部長兼販売戦略部長

2016年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長
兼パーラー事業部長

2018年4月 当社取締役副社長執行役員営業本部長
兼商品本部長（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイビー 代表取締役

● 取締役候補者とした理由

富山一郎氏は、長年にわたり営業現場の第一線を担ってきた豊富な経験と実績を有しております。取締役専務執行役員に就任後は、リーダー企業としてのポジションを確立するため、マーケティングの強化と当社グループのブランド価値向上を推進し、継続的な市場シェア向上を果たしてまいりました。2018年4月からは取締役副社長執行役員営業本部長兼商品本部長として、パチンコ・パチスロ機の商品企画・研究開発部門等も管掌しております。

当社は、同氏が引き続き取締役としての職務を遂行することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

（注）富山一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

新任候補者

い し は ら あ き ひ こ
石 原 明 彦

生年月日 1962年9月9日生

所有する当社株式の数 4,400株

● 略歴、地位及び担当

2008年4月 当社執行役員営業本部営業企画部長
2010年4月 当社常務執行役員管理本部長兼総務部長
2011年4月 当社専務執行役員管理本部長兼総務部長
2012年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼総務部長
2015年4月 株式会社三共エクセル代表取締役社長
2020年4月 当社副社長執行役員経営企画部長
(製造本部・管理本部管掌) (現任)

● 取締役候補者とした理由

石原明彦氏は、当社営業企画部門担当執行役員、取締役専務執行役員として管理本部長などを歴任した後、2015年以降は当社連結子会社で製造部門の一翼を担う株式会社三共エクセルの代表取締役社長を務めるなど、当社グループの経営に製造・販売・管理といった幅広い方面から関与し、企業価値の向上に尽力してまいりました。

当社は、同氏を再び当社取締役会メンバーに迎え、経営企画部門担当として幅広い視野から経営に関与することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 石原明彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

● 略歴、地位及び担当

2004年10月 弁護士登録、光和総合法律事務所入所（現任）
2015年 6月 当社取締役（現任）

木谷 太郎

生年月日 1976年5月4日生

所有する当社株式の数 ー 株

● 社外取締役候補者とした理由

木谷太郎氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。同氏は、取締役会において第三者の視点で経済性と社会性の両立を意識した客観的かつ公正な発言を行っており、当社の経営を適切に監視し、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献していただいております。

当社では、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識や経験により、引き続き当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけたと考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1.木谷太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は木谷太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 3.木谷太郎氏は、社外取締役の候補者であります。また、同氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であり、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 4.木谷太郎氏は、これまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
- 5.木谷太郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年間であります。



再任候補者
社外取締役候補者
独立役員候補者

や ま さ き ひ ろ ゆ き
山 崎 博 行

生年月日 1954年9月5日生
所有する当社株式の数 — 株

● 略歴、地位及び担当

1982年10月 監査法人中央会計事務所入所
1994年 9月 中央監査法人社員
2000年 8月 中央青山監査法人代表社員
2005年10月 同監査法人理事
2006年 5月 同監査法人理事長代行
2007年11月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
シニアパートナー
2008年 8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
常務理事
2013年 7月 日本ベンチャーキャピタル協会監事
2017年 7月 公認会計士山崎博行事務所所長（現任）
2018年 6月 当社取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社UACJ 社外監査役

● 社外取締役候補者とした理由

山崎博行氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識が豊富であるとともに、長年、監査法人における企業等に対する会計監査の経験を有しており、上場企業の社外取締役など幅広く活躍されております。

当社では、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験により、引き続き当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけたと考え、また東京証券取引所が定めている独立役員の基準を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、社外取締役候補者としたしました。

（注）1.山崎博行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は山崎博行氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。

3.山崎博行氏は、社外取締役の候補者であります。また、同氏は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であり、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4.山崎博行氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年間であります。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が底堅く推移するとともに、雇用・所得環境も改善が続き、緩やかな回復が続くことが期待されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、不要不急の外出・大規模イベント等の自粛が求められるなど、企業収益や個人消費への影響が出ており、国内外の経済への影響は、今後も厳しい状況が続くことが見込まれております。

当パチンコ・パチスロ業界では、2018年2月に施行された改正遊技機規則により、2021年1月末までに旧規則機が完全に撤去されることとなっております。旧規則機の撤去期限が迫る中、各メーカーは新規則機の普及・認知に向け注力しましたが、2020年3月末現在、全国のパーラーにおける総設置台数に対する旧規則機の設置占有率は、パチンコ・パチスロともに未だ半数以上を占めており、新規則機の普及率は、改正遊技機規則施行の経過期間に対し、低水準にとどまりました。

一方、2020年に入り、警察庁が「技術上の規格解釈基準」を変更したことに伴って、多様なゲーム性を有するパチンコ機が開発可能となったほか、パチスロ機においても6.1号機と呼ばれる新たな自主規制に基づくゲーム性の基準緩和が行われ、今後の市場投入にパーラーからの期待が高まりを見せる状況となりました。こうした明るい兆しが見えてきた中、2020年2月以降、

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策に伴い、パーラーでは集客を目的とした広告宣伝の自粛等により、集客への影響が長期化する恐れが否定できず、新台購入に対するマインドの低下を招きました。

こうした中、当社グループでは、新規則機の普及・定着に向け、多種多様な新商品及び、リユース機を投入してまいりました。しかしながら、パーラーにおいて旧規則機と新規則機が併存する中、新規則機への積極的な入替を促すまでには至らず、パチンコ・パチスロの販売台数は伸び悩む結果となりました。

なお、2020年5月に改正遊技機規則が改正・施行され、旧規則機の撤去期限は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による影響などに鑑み、1年間延長されることとなりました。

以上の結果、連結売上高784億円（前期比11.5%減）、連結営業利益125億円（同41.0%減）、連結経常利益134億円（同39.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、グループの事業再編に伴い、連結子会社の事業の一部を新設分割の上、株式譲渡したことによる特別損益を計上し、また、株式市場の大幅な下落に伴う投資有価証券評価損を計上したことなどから、130億円（同2.5%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

セグメント別の業績

●パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、新規13タイトル（リユース機を除く）を発売し、2019年9月に発売した

SANKYOブランドの「フィーバー機動戦士ガンダム 逆襲のシャア」は2万台超、2019年12月に発売したBistyブ

事業報告

ランドのエヴァンゲリオンシリーズの14作目となる「新世紀エヴァンゲリオン 〜シト、新生〜」は、3万台を超えるヒット商品となりました。これら、主力タイトルの販売は好調であったものの、パーラーは依然、旧規則機を依りどころとした運用が主であり、また、マーケットが多品種少



フィーバー 機動戦士ガンダム 逆襲のシャア
©創通・サンライズ



新世紀エヴァンゲリオン シト、新生〜
©カラー / Project Eva.

●パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、SANKYOブランドの「パチスロ ボンバーパワフルⅢ」(2019年5月)、「パチスロ トータル・イクリプス2」(2019年11月)、Bistyブランドの「カードバトルパチスロ ガンダム クロスオーバー」(2019年10月)などを販売いたしました。2019年末にかけて撤去期限を迎えた人気の高い旧規則機を中心に入替が行われたものの、人気シリーズの後継機に需要が集中し、当社グループでは合計5タイトルの販売を行いました。1万台を超えるヒット商品が創出できず、販売台数が伸び悩む結果となりました。

以上の結果、売上高114億円(前期比91.3%増)、営業利益24億円(前連結会計年度は9億円の営業損失)、販売台数28千台となりました。

ロット化傾向にある中、その他販売タイトルは苦戦を強いられる結果となりました。

以上の結果、売上高605億円(前期比20.2%減)、営業利益148億円(同44.9%減)、販売台数149千台となりました。



パチスロ ボンバーパワフルⅢ



カードバトルパチスロガンダム クロスオーバー
©創通・サンライズ

●補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高59億円(前期比5.0%減)、営業利益3億円(同18.4%減)となりました。

●その他

その他につきましては、売上高5億円(前期比2.1%減)、営業損失1億円(前連結会計年度は3億円の営業損失)となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	期 別	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	前期比 増減率 (△は減)
		金 額	金 額	
		百万円	百万円	%
パチンコ機関連事業		75,792	60,514	△20.2
パチスロ機関連事業		5,979	11,441	91.3
補給機器関連事業		6,214	5,900	△5.0
その他		571	559	△2.1
合 計		88,558	78,416	△11.5

(注) 1.上記数値はセグメント間の内部売上高又は振替高を控除して記載しておりますので、前述のセグメントの概況に記載の前期比増減率と相違する場合があります。
2.「その他」を構成していた連結子会社であった株式会社三共クリエイトのゴルフ場運営事業及び不動産賃貸事業の一部を2019年11月1日付で新設分割及び株式譲渡したことにより、同社の一部事業の業績は2019年10月末日まで計上しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は28億円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

当社治具工具（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業）
新機種開発用金型

3. 対処すべき課題

当社グループの当面の対処すべき課題といたしましては、2018年2月に施行された改正遊技機規則の経過措置が2021年1月末で終了し、市場に設置されている旧規則機が撤去されることから、新規則機を計画的に供給することでありました。前述のとおり、2021年3月期はこうした入替需要が本格化するものと考え、商品開発及び市場投入の準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、多くのパラーが休業を余儀なくされるなど、経営環境の悪化から新台入替が滞る状態となっており、2020年5月に改正遊技機規則が改正・施行され、旧規則機の撤去期限は1年間延長されることとなりました。

こうしたことから、パラーの営業状況が正常化す

るにはある程度の時間を要すると考えられますが、当社グループといたしましては、遊技機メーカーの組合及びパラーの組合並びに関係当局と連携のうえ、旧規則機の撤去が適切に行えるよう、新規則機の供給責任を果たしてまいります。

また、新規則機への入替が完了した後の課題としましては、「管理遊技機」、「メダルレス遊技機」（以下、「管理遊技機等」といいます。）の開発と普及の推進が挙げられます。管理遊技機等は改正遊技機規則に新たに規格が盛り込まれ、業界が一丸となって推進する次世代遊技機であります。遊技客がパチンコ玉やパチスロメダルに触れることなく出玉情報がデジタル管理されることから大がかりな玉の循環設備が不要となり、パー

ラー従業員の出玉運搬などの負担軽減なども見込めるものです。管理遊技機等は、出玉情報等のデータを一元管理することによりパチンコ依存症対策、不正行為の排除が見込め、さらには遊技機メーカー間で共通部

材を使用することで、パーラーの遊技機導入コストの抑制にもつながることが見込まれ、当社グループといったしましては開発及び普及に積極的に取り組んでまいります。

4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第52期	第53期	第54期	第55期
		(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(2020年3月期)
売上高	(百万円)	81,455	86,220	88,558	78,416
営業利益	(百万円)	5,059	10,181	21,286	12,551
経常利益	(百万円)	3,832	11,319	22,300	13,476
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,777	5,550	13,384	13,045
1株当たり当期純利益	(円)	21.94	68.37	164.88	183.43
1株当たり配当額	(円)	150	150	150	150
(内1株当たり中間配当額)	(円)	75	75	75	75
配当性向(連結)	(%)	683.6	219.4	91.0	81.8
総資産額	(百万円)	390,585	396,291	399,585	325,232
純資産額	(百万円)	340,287	337,242	337,377	269,521
自己資本利益率	(%)	0.5	1.6	4.0	4.3

- (注) 1.第52期は、パチンコにおいて「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機」の回収・撤去、パチスロにおいて「新基準に該当しない回胴式遊技機」の設置比率の順次引き下げを決定し、のめり込み防止などを目的とした自主規制に対応した新基準機への入替に業界を挙げて取り組みましたが、パーラーは新基準機の評価を見極めたいとの動きが強く、パチンコ、パチスロともに販売市場は低調に推移しました。当社グループでは、定番シリーズの販売が順調に推移したものの、市場全体の販売少ロット化の影響もあり、その他のタイトルは総じて苦戦を余儀なくされました。
- 2.第53期は、改正遊技機規則が施行となり、旧規則の遊技機は順次、新規則の遊技機に置き換わっていくこととなりましたが、新規則に対応した遊技機の市場投入は始まっておらず、パーラーは既存の遊技機の設置機種構成見直しの判断を先送りしたため、販売市場は低調に推移しました。当社グループでは、「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア」がロングランヒットとなったことがブランド力向上にもつながり、売上、損益ともに回復基調が顕著となりました。
- 3.第54期は、2018年2月1日付で施行されました改正遊技機規則により、旧規則機と新規則機の販売が混在する状況となりましたが、新規則機の移行は最大2021年1月末まで猶予があることから、パーラーにおいても積極的に購入するまでには至らず、新規則機の認知・普及は低調となりました。当社グループでは、旧規則機とともに遊技機規則改正等の環境の変化にスピーディーに対応し、新規則機も順次市場に投入することができました。また、部品の共通化による原価低減や、商品開発の効率化、研究開発費の抑制などが奏功し、利益率の改善が進んだことで大幅な増益を果たすことができました。
- 4.第55期の営業成績については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 主要な事業内容

遊技機（パチンコ機、パチスロ機）の製造及び販売
補給機器等の設計施工及び販売

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三共エクセル	250	100	合成樹脂製品、電子部品の製造販売
株式会社ビスティ	500	100	遊技機の製造販売
インターナショナル・カード・システム株式会社	151	100	遊技機関連製品・部品販売
株式会社ジェイビー	364	100	遊技機の製造販売

(注) 株式会社三共クリエイトは、当連結会計年度において清算終了したため、重要な子会社から除外しております。

7. 企業集団の主要拠点等

会 社 名	名 称	所 在 地
(株)SANKYO	本 社	東 京 都 渋 谷 区
	三 和 工 場	群 馬 県 伊 勢 崎 市
	札 幌 支 店	北 海 道 札 幌 市 豊 平 区
	仙 台 支 店	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
	北 関 東 支 店	群 馬 県 高 崎 市
	東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
	横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市 中 川 区
	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市 浪 速 区
	広 島 支 店	広 島 県 広 島 市 中 区
	福 岡 支 店	福 岡 県 福 岡 市 博 多 区
	(注) 上記の他、営業所が15ヶ所あります。	
(株)三共エクセル	—	群 馬 県 み ど り 市
(株)ビスティ	—	東 京 都 渋 谷 区
インターナショナル・カード・システム(株)	—	東 京 都 渋 谷 区
(株)ジェイビー	—	東 京 都 渋 谷 区

8. 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
957	△25	43.3	17.1

(注) 従業員数は就業人員であります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

- (1)発行可能株式総数 144,000,000株
(2)発行済株式の総数 61,170,395株（自己株式8,427,105株を除く。）
(3)当期末株主数 11,313名
(4)大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社マーフコーポレーション	8,346	13.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,303	7.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,484	5.69
毒島秀行	2,031	3.32
毒島章子	2,006	3.27
赤石典子	1,906	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,640	2.68
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	1,561	2.55
JPモルガン証券株式会社	1,158	1.89
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	942	1.54

(注) 1.持株数は千株未満、持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
2.当社は、自己株式8,427,105株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2019年8月6日開催の取締役会決議に基づき、自己株式20,006,500株を取得し、また、2019年11月7日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月30日付で自己株式20,000,000株の消却を実施いたしました。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	保有者数
取締役	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (2014年7月22日)	622個	普通株式 62,200株	1円	2014年7月23日から 2064年7月22日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2015年度新株予約権 (2015年7月23日)	559個	普通株式 55,900株	1円	2015年7月24日から 2065年7月23日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2016年度新株予約権 (2016年7月21日)	654個	普通株式 65,400株	1円	2016年7月22日から 2066年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2017年度新株予約権 (2017年7月21日)	654個	普通株式 65,400株	1円	2017年7月22日から 2067年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2018年度新株予約権 (2018年7月20日)	512個	普通株式 51,200株	1円	2018年7月21日から 2068年7月20日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2019年度新株予約権 (2019年7月19日)	540個	普通株式 54,000株	1円	2019年7月20日から 2069年7月19日まで	3名

2. 当事業年度中に当社執行役員及び当社子会社役員に交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	交付者数
当社 執行役員	株式会社SANKYO 2019年度新株予約権 (2019年7月19日)	187個	普通株式 18,700株	1円	2019年7月20日から 2069年7月19日まで	11名
当社 子会社役員	株式会社SANKYO 2019年度新株予約権 (2019年7月19日)	100個	普通株式 10,000株	1円	2019年7月20日から 2069年7月19日まで	17名

Ⅳ会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長CEO	毒 島 秀 行	営業本部長 兼 商品本部長
代表取締役社長COO	筒 井 公 久	
取締役副社長執行役員	富 山 一 郎	
取 締 役	木 谷 太 郎	
取 締 役	山 崎 博 行	
常 勤 監 査 役	大 久 保 隆 史	
監 査 役	石 山 俊 明	
監 査 役	真 田 芳 郎	
監 査 役	野 田 典 義	

(注) 1.取締役のうち、木谷太郎、山崎博行の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2.監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3.取締役のうち、木谷太郎、山崎博行の両氏及び監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
4.監査役大久保隆史氏は、内部監査室長及び総務部長を歴任していることから当社グループの組織に精通しており、当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。監査役石山俊明及び野田典義の両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役真田芳郎氏は司法書士の資格を有しており、法律の見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。
5.当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性及び確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。
6.2019年6月27日付で鶴川詔八氏は、監査役を退任いたしました。
7.当期中の組織の変更
2019年4月1日付で次のとおり組織変更が行われました。
(1)商品本部「研究開発部」を廃止し、開発部、商品部に業務を統合いたしました。また、研究開発課を商品本部直轄部署といたしました。
(2)商品本部「第一開発部」を「開発部」に名称変更いたしました。研究開発部の業務を一部統合することに伴うものであります。

2. 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役	筒 井 公 久	(株)ゲームカード・ジョイコホールディングス	社 外 取 締 役
取 締 役	富 山 一 郎	(株) ジ エ イ ビ ー	代 表 取 締 役
取 締 役	山 崎 博 行	(株) U A C J	社 外 監 査 役
監 査 役	石 山 俊 明	インターナショナル・カード・システム(株)	監 査 役

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

4. 取締役を兼務しない執行役員（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	役職及び担当
専務執行役員	小 倉 敏 男	知的財産本部長 兼 商品本部副本部長
常務執行役員	高 井 克 昌	製造本部長 兼 三和工場長
常務執行役員	大 島 洋 子	管理本部長
執 行 役 員	東 郷 裕 二	営業本部副本部長
執 行 役 員	古 平 博	管理本部 総務部長
執 行 役 員	福 田 隆	商品本部
執 行 役 員	堤 順 一	商品本部 商品部長
執 行 役 員	関 根 史 高	商品本部 購買部長
執 行 役 員	鴨 田 久	商品本部 PS開発部長
執 行 役 員	尼 子 勝 紀	営業本部副本部長 兼 販売戦略部長
執 行 役 員	高 橋 博 史	管理本部副本部長 兼 経理部長
執 行 役 員	蒔 田 穂 高	

(注) 1.2020年3月31日付で蒔田穂高氏は、執行役員を退任いたしました。
2.2020年4月1日付で執行役員の異動がありました。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
石 原 明 彦	副社長執行役員 経営企画部長 (製造本部・管理本部管掌)	株式会社三共エクセル 代表取締役社長
関 根 史 高	執行役員 製造本部 購買品質担当部長	執行役員 商品本部 購買部長

5. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5人 (2人)	588百万円 (7百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5人 (2人)	24百万円 (3百万円)
計	10人	612百万円

(注) 1.報酬限度額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において、取締役は年額800百万円以内、監査役は年額50百万円以内と決議されております。
2.ストック・オプションとして付与する新株予約権は、2014年6月27日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。
3.上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
ストック・オプションによる報酬額 取締役 164百万円

6. 社外役員に関する事項

- (1)重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外取締役山崎博行氏の兼職先である株式会社UACJと当社との間には、特別な関係はありません。
- (2)当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	木 谷 太 郎	当事業年度開催の全ての取締役会に出席するとともに、弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かして、コーポレート・ガバナンスに貢献している。
取 締 役	山 崎 博 行	当事業年度開催の全ての取締役会に出席するとともに、会計の専門家としての見識と公正性・透明性の視点をもって、業務執行に対する監督などの役割を適切に果たしている。
監 査 役	真 田 芳 郎	当事業年度開催の全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。
監 査 役	野 田 典 義	当事業年度開催の全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、税理士として企業会計に精通した豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	71百万円

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

Ⅵ会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備 についての決議内容の概要

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております（2006年5月2日初回決議、2015年5月22日改定決議）。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の取締役、執行役員並びに主要役職者で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針・施策の立案を行うものとし、また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。

当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとし、加えて、標準化した業務執行の心得を当社グループの全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導・補完を実施します。

当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

- (2) 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うものとします。なお、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとし、また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとし、

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとし、また、内部監査室は当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとし、なお、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとし、

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を行うため

定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとします。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとします。さらに、当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

(5) 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引

法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する目的のもと監査役会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役と監査役で事前に協議した上で決定するものとします。

(8) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査役の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

(9) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて当社グループの取締役

及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役等に報告・説明を求めることができるものとします。

当社グループの取締役及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査役へ報告するものとします。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査役が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査役会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとします。

また、監査役は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができるものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記のとおりであります。

- (1) コンプライアンス、リスク管理体制

当社は、毎月開催している「経営会議」において、コンプライアンスに関する課題、各部門から報告されたリスク情報に関する対策などについて、迅速かつ的確な意思決定及び執行指示を行っております。

コンプライアンス体制の基礎として、独自に作成した業務執行の心得を標語化し、当社グループの全役員・従業員に周知徹底させております。具体的には、文書の配付、社内への掲示、社内イントラネット上での公開を行うとともに、各部門の実状に即した運用により、日常における行動基準として浸透を図っております。また、経営企画部法務チーム(2020年4月の組織改編により、経営企画部法務課)が部門ごとの課題解決に向けた勉強会を適宜開催し、コンプライアンスの重要性を啓蒙しております。

このほか、反社会的行為に関わらないよう、取引先との契約書等に反社会的勢力の排除に関する項目を盛り込むとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、研修等への参加により得た情報を社内で共有化しております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会は社外取締役2名を含む5名で構成され、当事業年度におきましては定期開催6回を含む計18回開催し、経営上の重要な意思決定や取締役の職務執行に関する監督を適切に行っております。また、取締役会の議案や報告事項について十分に検討できるよう、事務局が事前に各取締役へ資料を配布し審議事項の説明を行っております。

このほか、社外取締役の経営監督機能を十分に発揮させるための施策として、社外取締役と社外監査役をメンバーとした会合を定期的に開催し、時宜に沿ったテーマについて情報交換や認識の共有を図っております。

(3) 監査役の職務執行

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、当事業年度におきましては5回開催し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。また、監査役会は監査役全員の取締役会への出席を原則とするとともに、会計監査人及び内部監査室と意見交換・情報共有を行っております。

このほか、監査役は社長との様々なコミュニケー

ションを通じて、事業環境及び経営上の課題などを把握し、監査の実効性を高めております。

(4) 内部監査の実施

内部監査室は法令及び規程等の遵守、業務プロセスの適正性の確保に重点を置いた内部監査計画書を期初に策定し、当社及び当社グループ各社を対象に同計画書に基づいた監査を実施しております。監査を通じて潜在するリスクの抽出を行うとともに、被監査部門に問題があれば改善を促し、その結果及び改善状況を定期的に会長、社長及び監査役会に報告しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、配当金につきましては、業績、財政状態、配当性向などを総合的に勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当につきましては1株につき150円（うち中間配当75円、連結の配当性向は81.8%）を予定しております。

内部留保金につきましては、厳しい環境が続く遊技機業界において、引き続き競争優位性を確保するための商品力強化に資する投資など、企業価値の向上につながることを念頭に置き、有効に活用してまいります。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

Good luck. Good life.
SANKYO

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	276,041
現金及び預金	122,847
受取手形及び売掛金	16,743
有価証券	119,999
商品及び製品	2,060
仕掛品	21
原材料及び貯蔵品	3,701
有償支給未収入金	6,424
その他	4,244
貸倒引当金	△ 1
固定資産	49,190
有形固定資産	27,244
建物及び構築物	5,804
機械装置及び運搬具	597
工具、器具及び備品	2,932
土地	17,909
無形固定資産	142
ソフトウェア	104
その他	38
投資その他の資産	21,803
投資有価証券	13,035
長期貸付金	107
繰延税金資産	7,911
その他	767
貸倒引当金	△ 17
資産合計	325,232

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	47,224
支払手形及び買掛金	13,789
電子記録債務	7,637
1年内償還予定の新株予約権付社債	20,006
未払法人税等	1,043
賞与引当金	765
株主優待引当金	101
その他	3,880
固定負債	8,486
退職給付に係る負債	4,962
資産除去債務	75
その他	3,448
負債合計	55,711
純 資 産 の 部	
株主資本	264,343
資本金	14,840
資本剰余金	23,750
利益剰余金	257,575
自己株式	△ 31,822
その他の包括利益累計額	3,603
その他有価証券評価差額金	3,549
退職給付に係る調整累計額	53
新株予約権	1,574
純資産合計	269,521
負債純資産合計	325,232

連結損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,416
売上原価		36,671
売上総利益		41,745
販売費及び一般管理費		29,193
営業利益		12,551
営業外収益		949
営業外費用		24
経常利益		13,476
特別利益		3,629
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	66	
関係会社株式売却益	3,558	
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産廃棄損	181	
投資有価証券売却損	278	
投資有価証券評価損	1,496	
関係会社株式売却損	217	
関係会社株式評価損	392	
減損損失	81	2,656
税金等調整前当期純利益		14,449
法人税、住民税及び事業税	1,096	
法人税等調整額	307	1,403
当期純利益		13,045
親会社株主に帰属する当期純利益		13,045

連結株主資本等変動計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	330,707	△38,785	330,512
当期変動額					
剰余金の配当			△10,675		△10,675
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,045		13,045
自己株式の取得				△68,544	△68,544
自己株式の処分			△1	7	5
自己株式の消却			△75,500	75,500	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△73,131	6,962	△66,168
当期末残高	14,840	23,750	257,575	△31,822	264,343

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,460	73	5,533	1,331	337,377
当期変動額					
剰余金の配当					△10,675
親会社株主に帰属する 当期純利益					13,045
自己株式の取得					△68,544
自己株式の処分					5
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,910	△19	△1,930	243	△1,687
当期変動額合計	△1,910	△19	△1,930	243	△67,855
当期末残高	3,549	53	3,603	1,574	269,521

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	259,955	流動負債	47,149
現金及び預金	97,376	買掛金	12,903
受取手形	6,733	電子記録債務	10,138
売掛金	16,466	1年内償還予定の新株予約権付社債	20,006
有価証券	119,999	未払金	1,977
商品及び製品	2,065	未払費用	452
仕掛品	2,893	前受金	8
原材料及び貯蔵品	3,114	預り金	515
前渡金	8	前受収益	153
前払費用	1,341	賞与引当金	655
有償支給未収入金	7,859	株主優待引当金	101
その他	2,100	その他	236
貸倒引当金	△ 3	固定負債	8,191
固定資産	48,560	退職給付引当金	4,693
有形固定資産	24,889	資産除去債務	75
建物	4,727	長期預り保証金	1,005
構築物	79	その他	2,417
機械及び装置	438	負債合計	55,341
運搬具	21	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	2,585	株主資本	248,050
土地	17,036	資本金	14,840
無形固定資産	123	資本剰余金	23,750
ソフトウェア	89	資本準備金	23,750
電話加入権	33	利益剰余金	241,283
投資その他の資産	23,548	利益準備金	2,555
投資有価証券	12,245	その他利益剰余金	238,727
関係会社株式	3,972	別途積立金	281,501
出資金	23	繰越利益剰余金	△ 42,773
長期貸付金	107	自己株式	△ 31,822
破産更生債権等	17	評価・換算差額等	3,549
長期前払費用	6	その他有価証券評価差額金	3,549
繰延税金資産	6,399	新株予約権	1,574
その他	792	純資産合計	253,175
貸倒引当金	△ 17	負債純資産合計	308,516
資産合計	308,516		

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		67,913
売上原価		38,344
売上総利益		29,568
販売費及び一般管理費		22,571
営業利益		6,996
営業外収益		1,840
営業外費用		24
経常利益		8,813
特別利益		3,176
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	66	
関係会社株式売却益	3,106	
特別損失		4,663
固定資産廃棄損	4	
投資有価証券売却損	278	
投資有価証券評価損	1,496	
関係会社株式売却損	547	
関係会社株式評価損	392	
関係会社清算損	1,943	
税引前当期純利益		7,327
法人税、住民税及び事業税	50	947
法人税等調整額	△ 997	
当期純利益		8,274

株主資本等変動計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	35,128	319,186
当期変動額							
剰余金の配当						△10,675	△10,675
当期純利益						8,274	8,274
自己株式の取得							
自己株式の処分						△1	△1
自己株式の消却						△75,500	△75,500
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△77,902	△77,902
当期末残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	△42,773	241,283

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△38,785	318,990	5,460	5,460	1,331	325,782
当期変動額						
剰余金の配当		△10,675				△10,675
当期純利益		8,274				8,274
自己株式の取得	△68,544	△68,544				△68,544
自己株式の処分	7	5				5
自己株式の消却	75,500	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△1,910	△1,910	243	△1,667
当期変動額合計	6,962	△70,939	△1,910	△1,910	243	△72,607
当期末残高	△31,822	248,050	3,549	3,549	1,574	253,175

独立監査人の監査報告書

2020年 5月15日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池 内 基 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKYOの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 内 基 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKYOの2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2020年5月18日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
代表取締役
社 長 筒井公久 殿

株式会社 SANKYO 監査役会
(登記社名 株式会社三共)
常勤監査役 大久保隆史 ⑩
監 査 役 石山俊明 ⑩
監 査 役 真田芳郎 ⑩
監 査 役 野田典義 ⑩

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び

使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

（注） 監査役真田芳郎及び監査役野田典義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日 その他必要があるときはあらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
単元株式数	100株
公告方法	電子公告の方法により行います。 公告掲載URL https://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第1部

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。